

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (西奥)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月4日、令和6年12月1日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

西奥地区において生産される農産物の主流は水稻であり、その大部分を酒米「山田錦」が占める。生産者の殆どが主たる職業を別とする兼業農家であり、その年齢層は30代から70代と幅が広い。整備された圃場が多く安定した生産が見込めるが、生産者の高齢化と次世代の農業離れから農地を所有するものの非農家の世帯が増加傾向にあり、将来的な生産率低下が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

良質の山田錦生産の適地であり、古来からの村米制度に伴う酒造メーカーとの連携を鑑みれば、風土条件が合致し、作業負担の軽い高収益作物が安定生産できる場合(例:ソーラー+櫛など)であっても、組織的な転作への舵切りは安易ではない。また、転作は農機更新や圃場の整備及び土壌改質等のコスト面の負担も大きく、現実的に作物の転換は困難と見込まれる。当面は従来どおり水稻中心の生産形態が継続すると見込むが、時勢に沿って兼業で且つ高収益が見込める農作物生産が可能な条件が揃う生産者があれば、部分的に取り入れ、水稻生産とのバランスを取りつつ地域所得の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
① 地区内生産者の生産能力の把握(生産者ごとの耕作規模のおおよその限界値を設定)個別にヒアリングし、更に営農区域を広げる能力や意欲の有無を確認し、農用地の集積・集約化が実現可能なマンパワーを西奥地区が有しているか把握する。 ② 現行の生産者と地権者間の関係性の把握(現行の利用権設定に至る経緯等を考慮) ①において、マンパワーの確保が可能な場合は、現行の農地図面と生産者情報を確認し、生産者にとって効率的且つ機能的な集積・集約化の可能な連続する農地を把握。 当該農地における耕作する権利の交換等の可能性を把握する。 ③ 現生産者と、集約化することで効率的な生産が可能な生産者との間で集約化できる区域の調整。 ④ 地権者を交えた3者による協議のうえ、同意のうえは利用権設定を見直し、生産農地の集積・集約化を図る。 ⑤ 必要に応じて三木市並びに加東農林事務所、加西農業改良普及センター、農地中間管理機構の助言を仰ぎながら前項4項を推進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
令和2年度に約80%(約34ha中 約29ha)の農地地権者(地区内)が、三木市農業委員会による利用権設定から、農地中間管理機構(農地バンク)の活用に切り替えており、以後は未活用の地権者の求めに応じて活用を促進している。 将来的に高齢化による休耕田が生じた際の円滑なマッチングや、効率的な集約化について指導・助言を仰ぐとともに農会での研修を実施する際は、派遣講師としての活用も検討したい。
(3) 基盤整備事業への取組方針
西奥地区の農地は、三木市との市町合併前に基盤整備事業による圃場整備がほぼ完了している。 将来とも農地として利用するエリアについては、パイプラインの整備や農地所有者了解のもと、分町の解消を行い区画を大きくするなど、農地を効率的に管理する方法を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
西奥地区では、令和2年度に地元の生産者が法人設立し、三木市が認定農業者に登録した「㈱英耕ファーム」が地域農業を支える一柱となっている。 また兼業ながら、広範囲な農地において営農する意欲ある住民も多く、他の地域活動を通して交流も深いことから相互に情報交換や役務提供しつつ、連携のとれた営農形態が構築できている。 また、古来からの「村米制度」により日本酒造メーカー「日本盛㈱」との繋がりも深く、販路のみならず生産面においてもパートナーシップが構築できている。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
西奥地区は、みのり農業協同組合はもとより、前述の認定農業者(法人)「㈱英耕ファーム」が農作業(耕耘・田植え・草刈り・薬散等)を受託していることから、生産者の求めや後者の生産計画に応じて使い分けながら積極的に活用されている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 市等の指導を仰ぎながら、鳥獣被害対策の「集落点検マップ」(侵入防止柵や檻・くくり罠の設置状況、餌場(放置果樹等)や水浴び場等の目撃、被害発生場所等)の作成や、連絡網の整備を進め、また地域の理解を得ながら、猟友会員の募集や「わな資格」を有する人材育成に協力する。
- ③ 生産性と農業運営の最適化を図るため、ICTの活用や農薬散布等ドローンの活用等先端技術を導入しつつ作業の効率化やシステム化を図る。
- ⑤ 生産性と採算性の向上を目的として、転作又は休耕農地の活用を視野に入れたベリー系や梅等の果樹を新植し、安定した生産・出荷を目指すと共に地元の特産農産物の充実を図る。
- ⑦ 農地の適正な管理と田園風景の景観保全の両面から、また作業の効率化を図るため、農地所有者及び地域の了解のもと、可能な範囲で畦畔除去を行ない、農地の大区画化を推進する。
- ⑧ 農業生産の規模拡大と生産者の作業の効率化・負担軽減から、適地における農業用倉庫の設置や⑤に係る農業用パイプライン、その他必要な農業資機材を整備を推進する。
- ⑨ 豊かな田園風景を維持し次世代へ継承できるよう、地域と連携した畦畔や水路の保全活動を実施し、また、山田錦特A地区として誇り高く農業生産を次世代に繋げるよう地域・酒造企業・行政等と連携し、日本酒の振興活動に積極的に参画する。